

墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案			現 行		
別表第1			別表第1		
機 関	事 務		機 関	事 務	
区長	1～2 〔略〕		区長	1～2 〔略〕	
	2の2 <u>心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和49年東京都条例第20号）による医療費の助成に関する事務（特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第106号）により区が事務を処理することとされたものに限る。別表第2区長の部3の2の項において同じ。）であって規則で定めるもの</u>			〔新設〕	
	3～34 〔略〕			3～34 〔略〕	
教育委員会	〔略〕		教育委員会	〔略〕	
別表第2			別表第2		
機関	事 務	特定個人情報	機関	事 務	特定個人情報
区長	1～2の6 〔略〕		区長	1～2の6 〔略〕	
	3 <u>東京都重度心身障害者手当条例（昭和48年東京都条例第68号）による重度心身障害者手当の支給に関する事務（特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例により区が事務を処理することとされたものに限る。）であって規則で定めるもの</u>	生活保護関係情報、地方税関係情報、老人福祉措置関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの		〔同左〕	
	3の2 <u>心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>	医療保険給付関係情報、児童福祉法による障害児入所支援に関する情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、			
			〔新設〕		

	<u>中国残留邦人等支援給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</u>	
4 ~ 3 9	〔略〕	4 ~ 3 9

付 則

この条例は、公布の日から施行する。